

令和6年3月  
国 税 庁

「租税特別措置法施行規則第18条の15の3第34項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第8号）」の概要

- 1 令和6年度税制改正に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15の3第34項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（令和5年国税庁告示第6号）の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和6年4月1日から適用する。